

政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会記録  
【速報版】

令和8年4月27日開会

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 川口広委員長 これより委員会を開会いたします。

去る4月1日付で局再編成に伴い、当委員会は政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会となりました。残りの任期の間、引き続き委員の皆様にはよろしく願いいたします。



◎ 委員席の指定

- 川口広委員長 また、3月31日付で委員の所属会派に変更がございましたので、委員席につきましては名立てのとおり指定いたします。

谷田部	横山(正)	黒川	福地	田中(ゆ)
副委員長	委員	委員	委員	委員
川口				
委員長				
仁田	行田	坂井(太)	みわ	大野
副委員長	委員	委員	委員	委員



◎ 局長挨拶及び異動職員紹介(部長職以上)

- 川口広委員長 それでは、議会局関係に入ります。

4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より挨拶及び異動職員の紹介がございます。

- 濃野議会局長 4月1日付で議会局長を拝命いたしました濃野誠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

4月1日付で部長級職員に異動がございましたので、御紹介いたします。

(職員紹介)

- 濃野議会局長 なお、機構及び事務分掌をデジタルキャビネット上で配付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。



◎ 局長挨拶

- 川口広委員長 本日は特に議題はございませんが、本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われまますので、この際、濃野局長より御挨拶がございます。

- 濃野議会局長 最終の委員会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田・谷田部両副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、この1年間、様々な角度から御審査、御議論いただきまして厚くお礼申し上げます。

各委員の皆様からいただきました貴重な御意見につきましては、十分生かしてまいりたいと考えております。今後とも、より一層の御指導、御鞭撻のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼の御挨拶といたします。1年間ありがとうございました。



◎ 当局代表挨拶

- 川口広委員長 次に、当局を代表して、佐藤副市長より御挨拶がございます。

- 佐藤副市長 当局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、様々な案件につきまして御審査をいただきまして誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げたいと思っております。

これからもよりよい市政運営のため、議会の皆様方としっかりとした議論を重ねまして、連携させていただきながら取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶といたします。1年間、誠にありがとうございました。

- 川口広委員長 以上で議会局関係は終了いたしましたので、次に監査委員関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時03分

(当局交代)

再開時刻 午前10時04分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◎ 局長挨拶

- 川口広委員長 監査委員関係に入ります。

4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より御挨拶がございます。

- 市川監査事務局長 この4月1日から監査事務局長に就任いたしました市川一弘でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

なお、機構及び事務分掌をデジタルキャビネット上で配付しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。どうぞよろしくお願いたします。



◎ 局長挨拶

- 川口広委員長 本日は特に議題はございませんが、本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われまますので、この際、市川局長より御挨拶がございます。

- 市川監査事務局長 最終の委員会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

川口委員長、仁田・谷田部両副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、この1年間、様々な角度から御審査、御議論いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

各委員の皆様方からいただきました貴重な御意見につきましては、今後、業務に生かしてまいりたいと考

えております。

今後とも、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼の挨拶といたします。1年間どうもありがとうございました。

- **川口広委員長** 以上で監査委員関係は終了いたしましたので、次に選挙管理委員会関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時05分

(当局交代)



再開時刻 午前10時06分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開いたします。



#### ◎ 異動職員紹介（部長職以上）

- **川口広委員長** 選挙管理委員会関係に入ります。

4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より異動職員の紹介がございます。

- **武島選挙管理委員会事務局長** それでは、4月1日付で部長級職員に異動がございましたので、御紹介をいたします。

(職員紹介)

- **武島選挙管理委員会事務局長** なお、機構及び事務分掌をデジタルキャビネット上で配付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。



#### ◎ 局長挨拶

- **川口広委員長** 本日は特に議題はございませんが、本日が本構成による最終の委員会になるかと思われるので、この際、武島局長より御挨拶がございます。

- **武島選挙管理委員会事務局長** それでは、選挙管理委員会事務局を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、この1年間、様々な角度から御審査、御議論いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

この間、参議院選挙、市長選挙、衆議院選挙を通じまして、各委員の皆様方からいただきました貴重な御意見につきましては、今後の業務に十分生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。



#### ◎ 当局代表挨拶

- **川口広委員長** 次に、当局を代表して、鈴木副市長より御挨拶がございます。

- **鈴木副市長** 当局を代表いたしまして御挨拶申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長、各委員の皆様におかれましては、この1年間、活発な御議論をいただきますとともに、時宜を得た御指導、御意見を賜り、心より感謝申し上げます。

今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。1年間ありがとうございました。

- **川口広委員長** 以上で選挙管理委員会関係は終了いたしましたので、次に人事委員会関係に入ります。当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時08分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前10時09分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開いたします。

#### ◎ 局長挨拶

- **川口広委員長** 人事委員会関係に入ります。

本日は特に議題はございませんが、本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われますので、この際、石川局長より御挨拶がございます。

- **石川人事委員会事務局長** それでは、最終の委員会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田・谷田部両副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、この1年間、様々な角度から御審査、御議論いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

各委員の皆様方からいただきました貴重な御意見につきましては、今後の業務に十分に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶といたします。1年間ありがとうございました。

- **川口広委員長** 以上で人事委員会関係は終了いたしましたので、次に会計室関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時10分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前10時11分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開いたします。

#### ◎ 会計管理者挨拶及び異動職員紹介（部長職以上）

- **川口広委員長** 会計室関係の議題に入ります。

4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より挨拶及び異動職員の紹介がございます。

- **原口会計管理者兼会計室長** このたび会計管理者兼会計室長に就任いたしました原口紳一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、異動のありました会計室の部長級職員を御紹介いたします。

(職 員 紹 介)

- 原口会計管理者兼会計室長    なお、機構及び事務分掌をデジタルキャビネット上でお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

◇

◎ 会計管理者挨拶

- 川口広委員長    本日は特に議題はございませんが、本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われ  
ますので、この際、原口会計管理者より御挨拶がございます。

- 原口会計管理者兼会計室長    最終の委員会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、この1年間、  
様々な角度から御審査、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶と  
いたします。どうもありがとうございました。

- 川口広委員長    以上で会計室関係は終了いたしましたので、次に総務局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時12分

(当局交代)

再開時刻 午前10時14分

- 川口広委員長    それでは、委員会を再開いたします。

◇

◎ 局長挨拶及び異動職員紹介（部長職以上）

- 川口広委員長    総務局関係の審査に入ります。

議題に入ります前に、4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より挨拶及び異動職員の紹介がご  
ざいます。

- 近藤総務局長    このたび総務局長に就任いたしました近藤武でございます。どうぞよろしく願いいたし  
ます。

今年度から、総務局は新しい形でスタートしております。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、総務局における部長級以上の異動職員を紹介いたします。

(職員紹介)

- 近藤総務局長    以上でございますが、デジタルキャビネットに機構及び事務分掌を格納しておりますので、  
後ほど御覧ください。どうぞよろしく願い申し上げます。

◇

◎ 令和7年度陳情第85号の審査

- 川口広委員長    それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

初めに、陳情審査に入ります。

継続審査になっております令和7年度陳情第85号を議題に供します。

陳情第85号 特別職を対象とした「横浜市特別職コンプライアンス条例」(仮称)の  
制定を求める決議について

- 川口広委員長 陳情の要旨等の朗読は省略いたします。  
本件につきましては、事前に正副委員長で協議した結果、この後、当局からの報告にございますが、第三者による調査が行われており、その調査結果が出ていないため、閉会中継続審査といたしたいと思いますが、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、令和7年度陳情第85号については、引き続き閉会中継続審査と決定いたします。

◇

◎ 附属機関の開催状況について

- 川口広委員長 次に、報告事項に入ります。  
初めに、附属機関の開催状況についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 近藤総務局長 それでは、総務局における令和7年4月21日から令和8年4月26日までの附属機関の開催状況につきまして、順次御説明いたします。  
お手元の附属機関の開催状況報告書を御覧ください。  
1ページ、項目1の附属機関(開催実績あり)を御覧ください。  
表の1の横浜市衛生管理審査委員会は、職員の休職や復職の際における心身の健康状態に関することなどについて、必要な事項を審議する機関でございます。令和7年5月20日から令和8年4月21日にかけて、月1回の開催で合計12回開催し、休職・休職期間更新・復職等の妥当性について審査し、985件の意見具申を行っていただきました。  
次に、2の横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会は、市庁舎における商業施設運営事業者の運営に係る評価を行う機関でございます。令和7年6月16日に開催し、令和6年度の業務報告及び令和7年度の業務計画について審議し、答申をまとめていただきました。  
2ページを御覧ください。  
3の横浜市財産評価審議会は、公有財産の取得、処分、貸付け等の際に、当該財産の価格について審議、評定を行う機関でございます。令和7年7月23日から令和8年3月11日にかけて合計5回開催し、公有財産の取得等の際に、中立・公正な立場において専門的な観点から価格の評定等を行い、13件の答申をまとめていただきました。  
次に、4の横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会は、職員等が知り得た行政運営上の違法または不当な行為などに関する内部通報についての審査と、本市に面談、電話など口頭により寄せられた要望等のうち、特定要望と認定された不正・不当な要望等に対する対応方法などの適正性について審査する機関でございます。令和7年7月24日から令和8年4月16日にかけて合計4回開催し、内部通報について調査等を行い、報告を行っていただきました。

なお、特定要望につきましては、期間中、各区局から審査の対象となる案件の報告はありませんでした。  
3ページを御覧ください。

5の横浜市行政不服審査会は、行政不服審査法に基づく審査請求についての調査審議等を行う機関でございます。令和7年5月13日から令和8年4月10日にかけて合計12回開催し、行政不服審査法及び横浜市行政不服審査条例に基づき、審査請求についての調査審議を行い、14件の答申をまとめていただきました。

4ページを御覧ください。

6の横浜市税制調査会は、本市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について審議を行う機関でございます。令和7年9月4日から10月29日にかけて合計3回開催し、ふるさと納税制度の課題や今後の在り方などについて検討し、令和7年度横浜市税制調査会報告書をまとめていただきました。

次に、7の横浜町入札等監視委員会は、工事の入札契約手続等の透明性を確保するために審議を行う機関でございます。令和7年5月22日から令和8年1月22日にかけて合計4回開催し、審議対象契約のうち、委員会が抽出した工事契約32件の審議を行い、いずれも適切に入札契約手続が行われていることを確認いただきました。

5ページを御覧ください。

次に、8の横浜市公立大学法人評価委員会は、公立大学法人横浜市立大学の業務実績に関する評価等を行うため、地方独立行政法人法第11条に基づき設置している機関でございます。令和7年5月12日から8月21日にかけて合計3回開催し、法人の令和6年度業務実績に関する評価を行っていただきました。

次に、9の横浜市外郭団体等経営向上委員会は、外郭団体等のより適正な経営の確保の仕組みや市の関与の在り方、経営に関する方針などを審議する機関でございます。令和7年9月2日から11月6日にかけて合計6回開催し、外郭団体における協約の取組状況及び経営状況等に関する総合評価、並びに新たな協約に関する調査審議を行っていただきました。

6ページを御覧ください。

項目2ですが、こちらは調査期間中開催されなかった附属機関でございます。

表1の横浜市公務災害補償等認定委員会及び2の横浜市公務災害補償等審査会につきましては、審議案件や審査の申立てがなかったため、開催の実績はございません。

総務局関係の附属機関の開催状況についての御報告は以上でございます。

- **川口広委員長** 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **みわ智恵美委員** 2ページの横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会について伺います。

担当がコンプライアンス推進課となっております。この内部通報に当たって、局として大事にしていることはどういうことか伺います。

- **近藤総務局長** この内部通報制度につきましては、職員の非違行為等、そういったことが見られた場合には、職員のほうがこの制度を活用して内部通報していただくものでございます。

信頼される市政におきましては、そういった中におきましてもきちんと見て、何かあれば物を申して、きちんと通報していただくということで健全な行政運営が図られるということで、この制度を適正に活用していく、それは重要なことだと考えております。

- **みわ智恵美委員** それで、職員からの内部通報調査を行って、報告を行ってくださるのがこの委員会とい

うことなんですけれども、通報件数26件、受理が9件、不受理件数が17件ということですが、ちょっとこの詳細を教えてくださいとありがたいのですが、お願いします。

- **湊ガバナンス推進室長** すみません、不受理の詳細という意味でございませうか。
- **みわ智恵美委員** 受理件数は9件ということで、受理するとどういふふうな流れに入っていくのかとか、それから不受理だったのはどういふふうな判断だったのかということで伺います。
- **湊ガバナンス推進室長** 通報内容は委員のほうに送られるんですけれども、そちらの通報内容に基づいて調査するに当たって、証拠資料等が提供していただけるかどうかというのが非常に重要な点になりまして、ちょっと抽象的な通報ですと、やはり事実確認をする必要がございませう。その結果、証拠資料等の御提示がいただければ調査という次の段階になるんですけれども、残念ながらそういった事実の適示がなくて、調査に着手するのが非常に難しい案件などもございまして、そういったものがこちらの不受理の17件となっております。
- **みわ智恵美委員** それで、受理されたほうはどのような流れになるのか伺います。
- **湊ガバナンス推進室長** 受理されたものについては、調査指示書を委員のほうで作成いたしまして、関係する区局のコンプライアンス責任者、区局長になりますけれども、に調査の指示をします。そういったときには、必ず内部通報であるということをご知らせないで匿名で調査するように指示しております。その結果をまとめていただいて委員会のほうに報告していただいたものを、最終的に委員のほうに調査結果報告書という形でまとめていただいて、委員会で議論していただいた上でホームページで公表いたしております。
- **みわ智恵美委員** 最終的には、その内容は市民に公表されるということが分かりました。今後とも、先ほどの適正な業務の推進に当たってとてよしくお願ひします。ありがとうございます。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **田中ゆき委員** 私からは、まず1ページの横浜市衛生管理審査委員会のところで、985件の内訳について教えていただきたいんですけれども、例えば、身体疾患であったりとか精神疾患であったりとか、あと案件数といったところで、まず数字を教えてくださいたいと思います。
- **杉本総務部担当部長** まず、こちらの件数は年度で申し上げますと、令和7年度の身体疾患の審査件数については184件、それから精神疾患の審査件数につきましては800件という形になっております。それぞれ内容的には、休職に入れるかどうか、あるいは休職更新をするかどうか、復職ができる状態であるかどうか、そういったことを審査しております。
- **田中ゆき委員** 3年休職できると事前説明で伺っているんですけれども、このうちで、例えば3年休職が続いて、その後でどのような手順でというか、休職の後は解雇となるのか。どのような形になるのでしょうか。
- **杉本総務部担当部長** 個々の状況にもよろうかと思ひますけれども、基本的には休職の期間は3年を超えない範囲ということになっております。多くの場合には、その3年の前に休職から復職できるのかという復職審査に入る方が多いかなと思ひますが、難しい方は、所属の中でしっかりと状況を把握した上で、御本人の状況を確認した上でどうされるのか。もしかしたら退職を選ぶ方もいらっしゃるかと思ひますし、それは個々の状況になろうかと思ひます。

令和7年度につきましては、免職の審査というのを1件行ってございませうが、これは休職中で御本人が、状況としては御自分の意思の確認ができないような状況になってございまして、この方については御家族と御

相談の上、免職の処分をするということで審査にかけている案件も1件ございました。

- **田中ゆき委員** この休職中の今のお話からすると、医師の診断書とか、そういうものがまず必要になってくると思うんですけども、横浜市には産業医もいると思うんですが、産業医との面談というのは、その間行われるようなフォローアップ体制というか、行われるんでしょうか。
- **杉本総務部担当部長** 特に、復職に大丈夫かどうかというところでは産業医の面談を行っておりまして、その面談の中で主治医の先生の意見と、それから産業医の意見と、それをもって審査会のほうで判断をしていくという形となっております。
- **田中ゆき委員** 医師の判断、産業医の判断もすごい必要だと思いますし、一方で精神科とか心療内科で休職が必要と出た場合、それを一方的に全てを受け入れるというよりも、ちゃんと横浜市のほうにも産業医がいるのであれば、精神科医の見解と御本人様の状況を確認した上で、復職できるのであれば徐々に復職をするという方向性に持っていくことも必要だと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。
- **杉本総務部担当部長** 委員のおっしゃるとおり、しっかりと産業医と面談をして、その職場で復職に向けて対応ができるのかどうかというのが重要になってまいります。ですので、医師の診断書が例えば復職可となっていたとしても、その職場の状況によってはもう少し様子を見て休職を延長するとか、あるいは復職できる状態が整っているのであれば、ならし勤務を始めてみるですとか、そういうような意見をつけながら審査会のほうで改めて判断していただくという形となっております。
- **田中ゆき委員** ぜひそのようにしていただいて、産業医の先生って横浜市の産業医の先生なので、一般の心療内科とか精神科の先生よりも、職場の状況とかシステムとかも分かっていると思うので、そのようにしていただきたいと思います。  
次に、4ページの横浜市入札等監視委員会について質問いたします。  
今回、工事契約32件の審議を行って、いずれも適切にということですけども、過去の数字の計5年間ぐらいで、それが全て適切に入札が行われていたのかどうかまで教えていただきたいと思います。
- **大塚契約部長** 本委員会は、基本的に年4回、1回の審査で8件を一応委員に抽出していただいて審議をいただいています。ということなので、件数としては毎年32件、1年間。今のところ、特に入札の条件などの適正性について疑問とかが出たことはございません。
- **田中ゆき委員** これって、審査委員で毎回32件と決めている理由って何でしょうか。
- **大塚契約部長** 委員会は1回大体3時間、時間を取っています。1本の入札契約を審議するのに、10分、20分かけていろいろと議論していただいています。あまり件数が多過ぎると、やはりこの議論ができないということにもなりますので、効率的に委員会を運営していくためにも、一応件数としては1回の審議会当たり8件と、委員間と協議をして決めているところでございます。
- **田中ゆき委員** 32件というのが、1年間のいろんな入札の件数の何%ぐらいに当たるのか。年によって入札の件数の数は違うと思うんですけども、例えば去年であれば、全体の入札件数は幾つぐらいだったんでしょうか。
- **大塚契約部長** 令和7年度でございますが、入札の件数といたしましては、競争入札と随意契約を合わせまして2274件ございました。そちらのうちの32件という形になります。
- **田中ゆき委員** 32件の理由が、審議に随分と時間がかかるということで32件に絞られているとは思って

すけれども、残りの2000以上の中での32件というと数%ということなので、とても心配に思ったことが、今まで32件をこれ抜き打ちではないと――抜き打ちというか、審査委員が選んだ中で、いろいろ契約の中で例えば参加条件が妥当だったのであるとか、いろいろ審議をしたという中で、漏れとか、そういうのがあって、例えば見過ごされている入札のものがあるのではないかとと思われるところもある一方で、もう過去5年間32件を取り上げても、入札において特に不適切なことがなかったということを考えると、この委員会では、これからも32件を抜き取って入札の審査をするということが必要なのかどうか。いろんな考えがあると思うんですけども、それに対する御見解っていかがでしょうか。

○ **近藤総務局長** この監視委員会のほうでは32件審議をいたしておりますけれども、この32件の抽出に当たっては、入札方式とか工事の金額帯、様々な要件の中、それをリスト化したしまして、各リストのほうから入札等監視委員会の委員の方に抽出をしていただいております。そして、その委員会の中で何か議論等があれば、リストで分けられたものをさらにまた見ていくという形になりますので、今現在は、委員のほうとすれば、その区分ごとにやっていくことに関して効率的でいいのではないかと御意見をいただいているという現状はございます。

○ **田中ゆき委員** この横浜市入札等監査委員会が開かれるのが、もう入札が終わったものに対して、この監査委員会が開かれるという御説明を受けた時点で、私はこれ本当だったら、入札の時点で全部こういう委員会みたいなものにかけてやれば、不適切な入札というのは一切なくなるのではないのかと考えたんですけども、そこは横浜市のまず担当局のほうで、担当課のほうで入札について適切に審議というか、チェックしているという考えがあるのであれば、それこそこの委員会が後から開かれて、万が一ですよ、今まで1件も不適切なものがなかったという中で、不適切なものが出てきたときに対して、例えば契約書に遡って、その部分で改善を求めたりとか、それか、今回はそういう不適切なところがあったけれども、もう入札が終わっちゃって進んでいる話であるから、後の振り返りとしてやる、今後はこういうところに注意しましょうとか、この委員会の目的みたいなところがちょっと分からないなと思っただけなんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○ **近藤総務局長** こちらの入札参加資格審査委員会で審議になるものは、当局の契約部のほうで入札を実施しているものになります。それに関しまして、入札参加資格とか工事の発注に当たって、きちんと適正に行われていたかどうか、そちらのほうを審議していただきます。

その内容につきましては、競争性がきちんと確保されているか。また、入札参加資格において、事業者それぞれ実績とか要件を設けるんですけども、それが適切であるかどうかということも審議していただいているという形になります。入札参加資格がより少ないほど競争性は高まるんですけども、工事を適切にやっていく中では、きちんと実績等求めるべきもの等がございますので、そのバランスがきちんと保たれているかどうかということも御審議していただければという形で、今のところ、委員のほうからは、そのバランスはきちんと保たれているのではないかと御意見をいただいております。

万が一、御意見をいただいたときには、もう契約はしているもので、その工事自体は進めますけれども、今後の発注におきましては、きちんとその御意見を踏まえまして見直しを図っていくという形になるということになります。

○ **田中ゆき委員** 理解できました。一方で、もし今後不適切なものがあったときには、今後のことの振り返りにするのではなく、ちゃんと契約者の方、入札が決まった方のところで進行しながら変えていく、変更し

ていくというシステムを持っていただきたいなと思いますので、御検討のほどよろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

- 川口広委員長 よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



### ◎ 第三者による調査について

- 川口広委員長 次に、第三者による調査についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 近藤総務局長 それでは、本市幹部職員による告発に係る第三者による調査につきまして、現在の状況等について御報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、1の3月12日、本常任委員会以降の経過ですが、3月16日に調査委員3名が就任し、調査が開始されました。また、3月17日から19日にかけて、補助員3名が就任しています。

3月19日に、総括コンプライアンス責任者から職員向けに、第三者調査への協力をお願いする通知を発出しました。

3月31日には、調査委員の要請を受け、市として調査期間を7月末までに変更し、調査委員から調査計画書を收受いたしました。

4月16日には、市コンプライアンス委員会を開催するとともに、総括コンプライアンス責任者から職員向けに、改めまして通知を発出いたしました。また、同日に調査委員による幹部職員等へのアンケートが実施されるとともに、情報提供窓口が設置されています。

次に、2ページを御覧ください。

先ほどの幹部職員等へのアンケートや情報提供窓口についてでございます。

まず、(1)幹部職員等を対象としたアンケートですが、局長理事級の職員及び調査委員指定の関係者を対象に、前総務局人事部長が告発した問題のある主な言動について、事実関係を明らかにするために実施されるもので、回答期間は4月16日から4月30日までとなっております。

回答方法等は、調査委員の指定したホームページのアドレスに私用の端末から回答することで、本市ネットワークを介することなく、調査委員へ回答できるようになっています。

また、回答者が安心して真実を報告できるよう、秘密の厳守を徹底し、回答内容や個人情報が外部や市職員に漏れることがないこと、調査結果の公表に際しても個人が特定される形は取らないこと、アンケートへの回答を理由に利益・不利益な扱いを受けないことが周知されております。

次に、(2)情報提供窓口の設置ですが、事実関係を明らかにするために、(1)以外の市職員からの情報提供を受ける機会として設置される窓口であり、設置期間は4月16日から4月30日までとなっております。

情報提供方法は、本市のイントラネットであるYCANにQRコードを掲示し、私用のスマートフォンで読み取ることで、本市のネットワークを介することなく、調査委員へ情報提供できるようになっています。

情報提供者が安心して真実を報告できるよう、(1)と同様に、秘密の厳守などの徹底が周知されています。

最後に、3の今後の予定ですが、4月中に、幹部職員等へのアンケートや情報提供窓口による情報収集が

行われた後、6月までに調査委員が必要と判断した幹部職員等に対するヒアリングが実施され、7月に報告書を作成し、月末までに提出していただく予定となっております。

御報告は以上になります。

- **川口広委員長** 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **横山正人委員** 現役の職員の方々の情報提供については今御説明をいただきましたけれども、退職をされた元市職員の方々に対する調査はどのようになっていますか。
- **湊ガバナンス推進室長** 退職された幹部職員、部長級以上で退職された職員の方につきましては、任意で現在の住所というか、連絡先について情報提供をいただくような形でお願いをしているところでございまして、回答があった方につきましては、市のほうから調査委員のほうに情報を提供しているところでございます。
- **横山正人委員** これはなぜ部長級以上ということにしているんですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 私どものほうは、調査委員のほうから必要書類として資料要求があったものを提供しておるところでございまして、退職職員につきましても、部長以上の幹部職員ということで御指定があったものと——すみません、先ほどちょっと申し忘れましたが、あと秘書課と国際局、人事課の職員についても、退職職員の情報について資料要求がございましたので、そちらの方々についても同様に、御本人のほうに現在の連絡先についてお願いして、回答があった方については回答したところでございます。
- **横山正人委員** 現役の職員については、今申し上げたような対象となる方々については直接アンケートのお願いをします。その他の方々については情報提供窓口を設置するということになっているわけですが、OBで元対象職員でない方々についての情報提供窓口は設置しないのですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 調査委員から、そのような方々に対する窓口の設置については、話は伺っておりません。
- **横山正人委員** 私のところにも、退職をされた職員の方から、退職理由の一つとして市長からのパワハラがあったという情報提供をいただいている方もいるわけですよ。では、その方が果たしてその対象職員であるかどうかというのは私も分からないし、場合によれば、情報提供窓口があれば、そちらに情報提供がされるものだと思いますけれども、追加として、市を既に退職しているOBの方々向けの情報提供窓口の設置についてお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 今回の調査手法で、情報提供窓口の設置であったり、幹部職員等を対象としたアンケートの実施につきましては、調査委員の皆様が御議論、検討した上でお考えになった調査手法でございまして、市としてこういった形での調査をお願いしたいといったようなことは、一切リクエストは申し上げておりませんので、ちょっとそのような形での御意見があったということは、調査委員にはお伝えさせていただきたいと思いますが、あくまでも最終的な御検討、御判断は調査委員の皆様の間でお決めになることになるかとは思いますが。
- **横山正人委員** おっしゃるとおりで、この第三者による調査は、調査委員3人の方々に全権を委任して調査をしていただくわけだから、その調査手法についても、この委員の方々にお任せをするというのはそのとおりなんですよね。

ただ、現役の職員についてはアンケートと情報提供窓口を実施するにもかかわらず、既に退職をされたOBの方々については対象職員にしか情報提供しないというのは、ちょっと私いかなものかと思っておりますので、

今部長おっしゃっていただいたように、第三者の調査委員の方々に対して、市会の常任委員会でこういう議論があったということはしっかりお伝えできたいと思います。

あと、このOBからの情報提供というのは、私は極めて重要だと思っていて、今回の調査は極力横浜市が関与しない形で行われるということにしていますので、第三者による調査の事務局も調査委員3人の方々にお任せをしているわけですね。だから、これは極力横浜市が関与したと思われぬように慎重にやっていたらという事で、特に現役の方々についても、直接情報が調査委員に伝わるようにしていると。情報提供窓口についても、YCAN上に表示されるのはQRコードだけであって、そこから情報を直接調査委員の方々にお伝えをするというね。横浜市が一体誰が調査に協力して、誰が調査に協力しなかったのかということをつかむようにしている配慮を現役の方にはしています。

他方で、このOBの方々については、横浜市はOBの住所は承知しているけれども、メールアドレスなどは承知していないから、一旦そのOBの方々に手紙を送って、協力してくれる方々はどなたですかと名乗り出してもらうことにしているわけですよ。この段階で、横浜市がこのOBは協力するけれども、このOBは協力しないというその情報をつかむことになってしまう。これね、現役に対するやり方とOBに対するやり方と大きく違うと思うんだけど、この違いは一体何なんですか。

- **湊ガバナンス推進室長** 調査委員の先生方と事前にやり取りさせていただいたときも、やはり退職された方との連絡というのが非常に、どの他の自治体における第三者調査においてもなかなか難しいところがあるという話も聞いておまして、調査委員の先生方からは、先ほど申しあげました幹部職員等の連絡先もそうですけれども、退職した職員の情報につきましても一覧という形での資料要求がございましたので、それに応じた形で対応したわけですが、どうしても私も委員おっしゃるように、なるべく当局の関与は少なくすべきというように考えてはおりますので、関わる職員は私も含めてごく僅かの人数で対応いたしておりますので、そこはなるべく市が窓口としても必要最小限ではございますけれども、一方で調査を効率的に進めるためには、そういった資料は市として整理して御提出いただきたいという調査委員の意向もございましたので、そのバランスを取ったような形で今回このような判断をいたしましたものでございます。
- **横山正人委員** 今、御答弁の中で、第三者による調査の調査委員からOBの情報について求められたと。それについて回答したとおっしゃっていたと思うんだけど、これOBの情報を第三者の委員に提供したということなんですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 御本人の同意がいただけた方ですね、回答があった方については現在の連絡先を提供しているところでございます。
- **横山正人委員** ということは、先ほどの答弁は、情報提供に応じる方の情報は第三者調査委員に提供したけれども、協力しないと、要は返答がなかったという方については調査員に提供はしなかったと、こういうことなんですか。
- **近藤総務局長** 情報提供の話ですけれども、まず退職された方の住所、連絡先等は、本市の職員を離れておりますので個人情報という形になります。その個人情報を提供するに当たって、きちんと本人のほうに確認をしなければいけないという形の中で、情報提供をしてよろしいかどうかという通知のほうを出させていただいて、それで情報提供をいいと、調査委員のほうに情報提供をして構わないということで、連絡先をいただいた方のアドレスとか住所等につきましては、一覧にして調査委員のほうにお渡しをしております。
- **横山正人委員** 私、ちょっとこのやり方は間違っていると思いますね。まず、個人情報に当たるから、全

てを調査委員に提供できないというのはそのとおりだと思います、それは無理ですよね。だとしたら、調査が開始されました。情報提供の御協力をいただける退職者の方については、この3名の方が調査に当たっているのです、この方々に直接情報提供をしてくださいというお願いだけでよかったのではないですか。今の説明の中身を見ると、誰が協力して誰が協力しなかったかということが横浜市の行政文書として残ることになるわけでしょう。これ極めて不適切ですよ。例えば、退職しているOBは会計年度職員で勤めている者もいるかもしれない、あるいは市の情報提供によって職を得ている方もいるかもしれない。その方々が1年ごとの会計年度職員であるならば、来年度、協力したことが不利益になるかもしれないと思ってもおかしくない。横浜市はそんなことやらないと私は信じていますよ。信じているけれども、この調査の手法を見ると、そう捉えるOBがいても僕はおかしくないのではないかなと思うんですよ。これ、せっかく事務局を外に置いて、3人の調査委員にお願いをしてやっていく矢先に、しかも大切な情報提供をしていただかなければならないOBの方々に對して、これはちょっと僕はやり方として間違っていると思います。

お願いをしたいんだけど、改めてこのOBの方々には、横浜市の意向の確認は取ったけれども、直接この3人の調査委員の方々に情報提供していただいても構いませんという案内をもう一回出すべきだと思いますけれども、いかがですか。

- **近藤総務局長** 今いただいた御意見につきましては受け止めまして、調査委員のほうに、そういった御意見があったということは申し伝えてまいりたいと考えております。
- **横山正人委員** ぜひ調査委員の方々と相談の上、そのような取扱いをしてください。これを行政文書として残すということは、僕はよくないと思うけれども、副市長どうですか。
- **松浦副市長** 今回の調査につきましては、今委員が言われましたとおり、我々も中立性・公平性、これを本当に基本としてやっていかなければいけないと肝に銘じて取り組んでおります。

そうした中で、市のOBといえますか退職者につきましては、やはりコンプライアンス、先ほど湊も言いましたけれども、なかなかそういった方にどうやって連絡を取るのかというところに難しいところがありまして、調査委員の方々からも、やはりしっかりと日本弁護士連合会の調査指針に基づいて、しっかりと独立性の調査を行いたい。そういう中でも、事務局機能も調査委員のほうで担っているんですが、とは言いながらも、効率性というところも少し重視していただきたいといったお願いも、ガバナンス推進室長のほうには連絡があったと聞いております。

したがって、OBの方々皆さんが調査委員の方あるいは補助員の方に一斉に連絡が行くということについては、相当な事務の負担ということもあるということを危惧しまして現在の方法でやりましたけれども、今委員から御指摘があった件につきましては、改めて調査委員のほうにはお伝えしたいと思います。

ただ、こちらにつきましても、最終的な判断は調査委員の方が決められますということについて、御留意賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

- **川口広委員長** 他にいかがでしょうか。
- **大野トモイ委員** 私、今年この常任委員会に所属をしましたがけれども、今日が最終で、恐らく来年はここには所属をしないのではないかと考えておりますので、そういったことも含めて幾つかお話をしたいと思います。

私、副市長が就任のときの御挨拶の中で、公務員としての良心に基づいてとかそういった、ちょっと今探していたんだけど議事録が見つからないんだけど、そういったコメントを、そういった言葉を少し

おっしゃったことが非常に、私がここに来て7年間、副市長が就任の挨拶でそういうことをおっしゃったことはなかったので、非常に心に留まっているんですけども。

この調査について、市としての意思を持ってほしいということを私は繰り返し予算特別委員会の中でも、予算関連質疑の中でも申し上げてきたんですけども、やはり気になるのは調査委員任せということで、外形的に市が関与をしていない、介入をしていないという環境や、いろいろな手法上の外形的なことを整えるということと、もちろんそれは必要。そのことと一方で、市の横浜市役所においてハラスメントを許さないんだという意思をもって調査を行うということは別のことであり、そしてそれは両立ができるんですね。でも、よくいろんな方の質問に対して、調査委員に任せています、これは調査委員のお決めになることですよという発言があって、でも契約というのは双方で結ぶものであって、どういうことをしていくのかというのは、私はやっぱりそこにしっかりと市の意思というものを感じたいということをおもうんですけども。今日の幾つか質疑があったことへの当局の答弁については、そこに十分に局として、あるいは本市としてのハラスメントをなくしていくんだという意思に基づいたものになっているとお考えですか。局長でも副市長でもいいですが。

- **松浦副市長** 今回の第三者による調査につきましては、1月28日の議会の全会一致の決議、もちろんもとより前人事部長の1月15日の会見。これを踏まえて、横浜市の組織として重く受け止めて、しっかりと横浜市としての事実関係を明らかにするという点において、第三者による調査を始めたものでございます。

したがって、事実関係をしっかりと明らかにしてもらうことについての意思を、我々としてはここに神奈川県弁護士会の方々が御推薦いただいた先生方に御依頼して、それについてしっかりと中立性・公平性を持って取り組んでいく、これが一つの意味でございます。

もう一つは、今委員ありましたように、やはり市の職員が横浜市民のためにこれからも安心・安全に仕事をし、しっかりと自分の役割を發揮していく、そういう職場環境をつくっていくことが横浜市組織として重要でありまして、今回こういった事案が生じたことについてはしっかりと我々は受け止めて、第三者の調査の結果報告を踏まえながらも、我々としてもどのようにこれからの市の組織を考えていくべきなのかについてはしっかりと考えていきたいと、これも我々の意思でございます。

そういう意味で、全てが全て、第三者による調査があるからといって判断を保留しているとか、考えを保留しているというわけではございません。

- **大野トモイ委員** もちろん市民の皆様のために行政サービスを執行していく上で健全な職場環境が必要で、そのためにハラスメントがあってはいけないというのは1つ、とても公務員として正しい御発言だと思います。ただ、勤労者なんですね、職員の一人一人も。なぜ駄目かという、その人が人間らしく働かなくてはいけないから、ハラスメントが駄目なんですね。そのことはしっかりと認識をしていただきたいということ。

それから、よく議会の議決を重く受け止めて調査をしているということ、この間の議会でもたくさん答弁があったんですけども、そこもやはり本当に、そこに市としての意思があるのかということはどうしても懐疑的にならざるを得ない。では、議会からそういうものが出なければしなかったのかということ、それをやっぱり市の意思としてやっているということをきちんと示していただきたいと思うし、例えば私たちはいきなり百条とかやっていないわけですよ。それは、市がちゃんと私たちの議決を受け止めて、予算をつけて調査をやっているから、今それを待っているではないですか。でも、その調査の在り方等について、最終的にはその委員会がお決めになるんです、お伝えします、お伝えしますでは、私たちはこの調査を通じての

チェック機能というものを果たすことができないと私は思うんですね。その辺についてはいかがですか。

- **松浦副市長** まず、今委員が言われました市職員一人一人のこと、これは我々も本当に大事にしております。やはり労働施策総合推進法、これをやはり市の公務員であってもしっかり適用されていて、事業主についてはそれにしっかりと措置をしないといけないというのがございます。したがって、我々はハラスメントのない仕事の進め方、組織であることをこれからも追求していきたいと思っております。

もう一つは、この第三者の調査につきまして、調査委員にお伝えするという言い方を繰り返し今回答をさせていただいたんですが、第三者の調査委員の方々は、2月4日に神奈川県弁護士会に横浜市として調査委員を依頼したんですね。それは、前人事部長の告発に伴うこと、その他必要に応じて必要なもの。これについては、日本弁護士連合会の調査意思に基づいて調査を行っていただくこと。これらにつきましては、調査を受託していただいた調査委員の方々からしますと、しっかりと独立性、中立性、公平性の下にしっかりと行いたいという趣旨でございます。

したがって、その調査が始まりましたけれども、調査の段階で我々が意見を申し上げるとか、あるいは何か途中で報告を求めるとか、なかなかそこはちょっと待ってほしいと。しっかりと責任を持って調査をさせてもらうので、調査報告書が出るまではぜひお願いしたいという話です。我々も調査委員の方、それから補助員の方を信頼しておりますので、しっかりとその調査報告書にしっかりと事実関係が明らかになるということだと思います。

同時に、こうして委員の皆様方から御意見を頂戴いたします。それらにつきましては、調査委員の方々にガバナンス推進室を通じて御報告をする、御連絡をする、こういうことにつきましては取り組んでいきたいと思っております。

- **大野トモイ委員** あってはならないことだけれども、今後もしこういうことがあったときには、ではどういう調査をしたらいいと思いますかとか、そういうことも調査が始まる前に、議会なりともいろいろ意見を交換するとか、それは調査を通じてしか、現段階で少なくとも私たちはチェック機能を果たすことができない。議会での質疑もしくは、この調査に頼ってチェック機能を果たすことしかできないわけですから、今後そういうことがもしあった際には、ぜひ御留意いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

- **松浦副市長** この第三者の調査ということの独立性、これについては、やはり私も役人といいますが、35年勤めておまして初めての経験でございます。日本弁護士連合会の指針も読ませていただきましたけれども、本当に独立性・中立性を持ってやられる調査になっております。同時に、議員の皆様方が本件の問題についてしっかりと御議論していきたいというお気持ちも十分分かっております。

ただ、同時に第三者の調査を横浜市として今選択をしたところでございますので、しっかりとこの第三者調査の先生方に、我々が先生方と調整をした機関の中で事実関係を明らかにしていただく、そこは大事にさせてもらいたいと思いますし、また、委員の皆様方からいろいろと御頂戴する意見につきましても、調査委員の方々にはお伝えしていく、これが今の我々の役割かなと思っておりますので、ぜひその辺については御理解を賜ればと思っております。

- **大野トモイ委員** 最後にしますが、例えば、この5項目以外も調査したほうがいいのかという意見は、調査が開始される前の予算の内容であったり、予算関連であったり、予算の特別委員会であったりでも出たと思うんですね。あるいは、先ほどの横山委員が御指摘をされたOBの方への連絡の取り方だって、私は不勉強ながら今日ここで初めてそのことを知って恥じていますけれども、普通にOBの方向けのアン

ケートフォームをつくりましたとQRでも全員に送ればよかったのではないかなと思うし、いろいろなことはその調査に介入をするということ、あるいはその調査の独立性・中立性を担保するということと、手法や在り方について事前に意見を聞いて、それを取り入れた調査を行っていくということは両立可能だと思っていますので、副市長の思いも十分に分かりましたけれども、ぜひ最後の委員会で大野がこういう発言をしたということを感じていただければと思います。よろしくお願いします。

- **川口広委員長** 他にいかがでしょうか。
- **坂井太委員** この間、知り合いから電話がかかってきて、ちょっとこの人、役所の方ですよ、どこだと言うと問題があるので。言い方が気に入らないと、ちょっと私たちをばかにしているのではないかとか、私の気持ちがよく分かっていないのではないかとこのことを電話もらいました。私も気になったので、そちら側にも電話しました。言った、言わないの話なんですよ。でも、電話をかけてきた方が言いました。市長だってパワハラじゃないかと、そんな横浜市はこのやろうということは言われたわけであります。

質問をするわけでもなく意見を言いたいのですが、今ここに書いてあることが、正式にそのまま法律で見れない部分がある、法律で裁判所でだったらよく分かる。そのとおりだと思うんですが、市民の皆さんが見る限り、我々が見る限り、ここは法廷ではないので、どうしても色眼鏡でかばっているのではないかとか、市長派なのではないかとか、そういうことをやっているのではないかと見られるということを経験をさせていただきたい。でも、法律ですからね、こうですからねと言われても、それで逃げているのではないという色眼鏡で見る人たちが必ずいらっしやると思いますし、その色眼鏡をできる限り薄くしていただかないと、この話もっと大きくなってしまわないか。だから、今皆様の肩にそれがかかっているのではないかと思いますので、なるべく色眼鏡の色を薄くしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- **川口広委員長** 他にいかがでしょうか。
- **黒川勝委員** ちょっと日本弁護士連合会の指針に基づいてという部分で、不勉強なのでちょっとよく分からないんですけども、この3人の弁護士の方々が選任されて、その後、補助員の方3名が就任ということなんですけれども、この調査委員の3名と補助員の3名との関係というのは、一人一人の調査委員に対して補助員が一人一人つくみたいなのという感覚なのか。それとも、全体的な中で補助員の3人の人たちが就任して、調査委員3人をフォローしていくみたいなのことなのか。そのあたりの役割分担について少し教えてください。
- **湊ガバナンス推進室長** 詳しく聞いているわけではないんですけども、ただ、連絡などから推測するに、調査委員お一人と補助員お一人というペアで3グループに分かれて行動されているようにお見受けしているところでございます。
- **黒川勝委員** その3つのグループというのは、3つのグループが例えば、このアンケートで100件回答がありましたということになったら、その100件を33件ずつに分けて調査をするのか。それとも、100件の案件について一つ一つの事案を3チームで全部一つ一つ調査をしていくのか。これ、やっぱり弁護士さんによっても、多少コンプライアンスに対する意識だとか感覚というのがちょっと微妙に違ってくると、答えも人によって答えが違ってくるというのはまずいかなという感じがするんですけども、そのあたりの役割分担はどういうふうに聞いているのか教えてください。

- **湊ガバナンス推進室長** アンケートの回答期限が4月30日ということもあるので、具体的な作業は恐らくこれからなんだとは思いますが、ちょっと私もそこまで細かいところは確認していないのですが、やり方からすると、やっぱり33件ずつ3つに分けるような、そういうような形でやっているんだとは思いますが。

ただ一方で、調査委員の弁護士の方からは、6名併せてオンラインで会議を定期的に行っているとも聞いていますので、その人による温度差というのは、定期的な会議でそれぞれの知り得た情報などを共有するような形で解消されていくのかなと、そのように考えております。

- **黒川勝委員** 全体は共有しながら、部分部分で役割分担でやっていくみたいな、そういう考えでよろしいですか。
- **湊ガバナンス推進室長** 恐らくそのようなやり方でやっているものと承知しています。
- **黒川勝委員** 分かりました。

それと、あと最終的な報告書なんですけれども、報告書は最終的にその事実関係が明らかになるということまでで終わりなのか。それとも、それに対して例えば今後の対策だったりとか、市長に対する何か勧告的なことだったりとか、そういうところまで踏み込むか。そのあたりもう少し、どこまで望んでいるのか教えていただけますか。

- **湊ガバナンス推進室長** 日本弁護士連合会の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針につきましては、弁護士の調査委員の方と事前に認識の共有はさせていただいていますが、その中で報告に当たって、調査の経過、結果、意見について記載するというのが指針に書いてありまして、そこに再発防止のための具体的な提言も期待されていると書いてありますので、恐らくそういったところも念頭に報告書をまとめていただけるものと考えております。

- **黒川勝委員** そうすると、経過があって、結果があって、それに対する意見ということで、今後の対策だったり、市長への勧告的なことだったりということが意見の部分に入るのかなと思うんですけれども、最終的な報告書というのはどこに提出されるものなのか教えていただけますか。

- **近藤総務局長** 調査委員のほうは、前人事部長が告発した案件につきまして今調査をしております。その告発した案件が事実かどうかという認定の作業のほうをまずやっていただくという形で、その事実なものに対して、それはハラスメント、パワハラに当たるかどうかということの評価のほうをしていただくという形になっております。

その評価をした上で、結果として何か再発防止を講ずる必要があるという形で判断されるようなものがあつた場合には、報告書のほうが総括コンプライアンス責任者のほうに出されるという形になってございます。

- **黒川勝委員** 総括責任者は伊地知さんではなく、今度松浦さんになる。

(「はい、私になります」と呼ぶ者あり)

- **黒川勝委員** では、松浦さんのほうに報告があるということ。
- **松浦副市長** 私に提出されると考えております。
- **黒川勝委員** それは、我々議会に対して公表されたりとか、ここの委員会で改めてそれに対して議論をするとか、そういうことに今後なっていくのかどうか、それを教えていただけますか。
- **近藤総務局長** 市会の皆様への報告につきましては、市会の御意見をいただきながら、具体的な方法等に

ついて検討してまいりたいと考えております。

- **黒川勝委員** 最終的な評価がパワハラとして認定されなかったということになれば、それも一つ問題なのかなという感じがしますけれども、されなかった場合には、それでもうおしまいということ。そうすると、それに対する意見だとかということは、調査委員の皆さんからは出されないと、そういうことでよろしいんですか。
- **近藤総務局長** 調査委員のほうで事実認定をいたしまして、パワハラに当たるかどうかという評価をいたします。一連の事実経過を踏まえまして、ハラスメントに当たるかどうかということと、また、この組織として、横浜市の組織として何か課題等感ずるものがあれば、調査委員は意見を付して、どのような結果にしる、意見が上がってくるものだと考えております。
- **黒川勝委員** どのような結果にしるということでございますので、どのような結果にしる、議会のほうにもきちんと報告をしていただいて、それについてまた改めてこの委員会で議論してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **川口広委員長** 他にいかがでしょうか。
- **田中ゆき委員** 私からは、この報告書に書いてある幾つかについて質問いたします。  
この補助員3名について、先ほど黒川委員からも質問ありましたが、まずこの補助員3名が加わったことで、予算に変化は生じているのか教えていただきたいと思います。
- **湊ガバナンス推進室長** 現時点では、補助員の追加によつての予算の変化は生じていませんが、ただ調査期間が当初3か月を目安でお願いしていたところ、7月末まで時間をいただきたいということでございましたので、期間に伴って増える可能性がございます。
- **田中ゆき委員** 次に、このアンケート調査の文言について伺いたいですけれども、(1)番の幹部職員等を対象としたアンケートというところで、まず1点目はこの幹部職員等について伺いたいです。この幹部職員等って、改めてですけれども、具体的にどなたが当たるのか教えていただきたいと思います。
- **湊ガバナンス推進室長** 部長級以上の職員と秘書部、あと国際局に在籍していた職員、あと人事課の職員を指定されています。
- **田中ゆき委員** では、もうこれは先ほど御説明あったように、指定があったその幹部職員ということでよろしいでしょうか。
- **湊ガバナンス推進室長** そのとおりでございます。
- **田中ゆき委員** これは調査委員が指定してきたということだと思ふんですけれども、これまで幹部職員の方々って、なかなか御自身のハラスメントを言い出せるような環境が整っていなかったと認識しているところもあるんですけれども、それについて、今回この指定された幹部職員だけということですが、調査委員は独立性を保つということですが、逆にですけれども、幹部職員に当たる人皆さんにアンケートを取ったほうが個別が判明しないですし、それこそ調査委員の方がこの横浜市の幹部職員の状況って、実はそんなに知り得ないと思ふんです。これは今回の案件に対して知り得た情報の中でそうしてきていると思ふんですけれども、その点について市からは、幹部職員等といったときに、指定された局とかいうときに、もうちょっと幹部職員全体にという考えみたいなものはお伝えはしなかったのでしょうか。
- **近藤総務局長** 部長級以上の幹部職員、本市のほうには大体300余ございます。その300余の幹部職員に対しては、全てこのアンケートのほうを送付してまいります。

幹部職員等という等の部分に関しまして、部長級以上ではないけれども、先ほど湊のほうで申し上げました国際局、また秘書部、人事課の職員のほうには、調査委員のほうが必要に応じてアンケートを送付していくという形になってございます。

- 田中ゆき委員 この中には、副市長は含まれないのでしょうか。
- 湊ガバナンス推進室長 含まれております。
- 田中ゆき委員 そのことを聞いて、ある面安心しました。

それで、もう一つ先にあるんですけども、次にこの質問の文言なんですけれども、ここに書いてある文言は、前総務局人事部長が告発した問題のある主な言動について事実関係を明らかにするために実施されるアンケートですというこの文言で、実際に皆様にアンケートが行くのかどうか教えてください。

- 湊ガバナンス推進室長 具体的な質問項目につきましては、幹部職員が告発したとなる、机をたたくですとか、切腹、銃で撃つまでなどについて、直接見たことがあるか。ある場合には、いつどこで誰に対してなのかといったようなことを回答するような、そういった項目になっております。
- 田中ゆき委員 私、この資料をみただけだと、具体的にこの問題のある主な行動だけでは職員に伝わらないかと思っていたので、今の御回答をいただいて安心いたしました。

今後なんですけれども、あまりこれは中立性とかを保つ上では適しているかどうかというのは分からないんですけども、4月30日に一旦アンケートの回答が終了したときに、例えば、幹部職員のアンケートの回答率とか、あと情報提供の件数というおおよそのものは公表する予定があるのか。それとも、それも伏したままで進めていくのか教えてください。

- 湊ガバナンス推進室長 アンケートにつきましては、私どもも一切キャッチができないような状況でございまして、調査委員の設定したアドレスのほうに直接届きますので、調査委員のほうにお伺いするということになると思うんですが、これまでの調査委員の皆様の方針からすると、回答率がどのぐらいみたいな数字を出すというのは多分厳しいかなとは思ってはおります。
- 田中ゆき委員 教えていただいて、ありがとうございました。

最後に1つ、これに関わることと付随することですけれども、今回、調査委員から幹部職員等へのアンケートの実施とか情報提供窓口の設置というのを受けて、総務局として、これはたまたま市長の案件ですけれども、総務局としてこういうものが必要だという状況が発生したことに対して、今後、市全体としてハラスメント等が起きないように、幹部職員も含めた声を上げられる仕組みであったりとか、先ほど内部通報制度とありましたけれども、内部通報制度も機能していれば、今回のようなことが起きないで済んだ可能性もあると思うんですけども、その環境を同時進行で整えていくというお考えについて教えていただきたいと思っております。

- 近藤総務局長 今回につきましては制度がないという形で、急遽、第三者による調査のほうを実施させていただいております。ただ、今回の件を踏まえまして、課題として、特別職のこういった事案に対してきちんと制度を設けている都市等もございますので、そちらのほうをきちんと研究させていただいて、何かしら形をつくっていく、これは本当に大きな課題だと認識をしております。そのように進めてまいりたいと考えております。
- 田中ゆき委員 これ、本当に特別職等だけではなく、これまでの内部通報制度の数字とかを見ても、あとは幹部職員の方々も、なかなかこの内部で起きていることに対して安心して申し出ることができない環

境がなかったのではないかなと思うことが多々ありますので、この特別職のみならず、現在の職員一人一人、どの職位であっても一人一人の方が声を上げられるような公平性とか、ある面外部機関みたいなものを充実させるなりして進めていっていただきたいと思います。私からの要望です。

以上です。

- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

---

◇

◎ 局長挨拶

- 川口広委員長 以上で総務局関係の議題は終了いたしました。本日が本構成による最終の委員会になるうかと思われますので、この際、近藤局長より御挨拶がございます。
- 近藤総務局長 総務局を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様には1年間にわたり、総務局関係の各種の議案、諸案件につきまして御審査をいただきました。

令和7年度は、市民生活の基盤となる公共施設等の工事請負契約に係る契約議案をはじめ、多岐にわたる各種議案、また報告事項につきまして御審査、御議論をいただいたところです。多くの貴重な御意見、御指導を賜りまして、改めて厚く御礼申し上げます。

今後も、委員の皆様方からいただきました御意見を真摯に受け止めまして、職員一同全力を尽くし、市民の皆様から信頼される行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

- 川口広委員長 以上で総務局関係の審査は終了いたしましたので、次に防災・危機管理統括本部関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前11時26分

(当局交代)

---

再開時刻 午前11時27分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開いたします。

---

◇

◎ 本部長挨拶及び異動職員紹介(部長職以上)

- 川口広委員長 防災・危機管理統括本部関係に入ります。

議題に入ります前に、4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より挨拶及び異動職員の紹介がございます。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 このたび防災・危機管理統括本部長に就任しました稲村宣泰でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以降、着座にて失礼いたします。

機構改革に伴い、本年度より総務局危機管理室は防災・危機管理統括本部となりましたので、部長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

- 稲村防災・危機管理統括本部長 以上でございますが、デジタルキャビネットに機構及び事務分掌を格納しておりますので、後ほど御覧ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎ 附属機関の開催状況について

- 川口広委員長 それでは、議題に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。  
報告事項の附属機関の開催状況についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 それでは、防災・危機管理統括本部における附属機関の開催状況について御報告いたします。

お手元にお配りしております附属機関の開催状況報告書を御覧ください。

昨年4月21日から本年4月26日までの期間における開催状況について順次御説明いたします。

初めに、開催実績があった機関について御報告いたします。

まず、1、附属機関（開催実績あり）を御覧ください。

表の1番、横浜市防災会議は、横浜市防災計画の修正及び防災に係る重要事項の審議等を行うため、設置された附属機関でございます。令和7年6月10日に書面開催し、横浜市地震被害想定調査検討委員会の設置について審議し、承認されました。

続きまして、2、附属機関（開催実績なし）を御覧ください。こちらは、報告期間中開催されなかった附属機関でございます。

表の1番、横浜市国民保護協議会については、審議案件や審査の申立てがなかったため、開催の実績はございません。

防災・危機管理統括本部関係の附属機関の開催状況についての御説明は以上となります。

- 川口広委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- みわ智恵美委員 横浜市防災会議で、横浜市地震被害想定調査検討委員会が設置されたということです。これは、横浜市の新たな地震防災戦略を立ててから、また国のほうで様々な指針が出されて、それで横浜市としてもきちんと改めての地震想定、被害想定とかをされていくためにつくられたのだと考えるんですけども、そのことで、今、何をどのぐらいこの検討委員会が開かれているのか、報告していただければ教えていただきたいと思います。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 昨年度、検討委員会を防災会議の部会として立ち上げさせていただきまして、検討してまいりました。3月末には、これは検討委員会とは別に調査委託ということで業務委託も行っておりますけれども、新たな地震の知見で、どれだけの被害が横浜市に起こるかということの数値的なものは、一旦契約のほうは3月末で終了しておりますけれども、その数値を基に実際に横浜市の被害、幾つかのモデルのうちのどれをターゲットとしていくか等々につきましては、今後引き続き検討委員の皆様へ御議論いただきまして、最終的には6月、7月あたりには報告書としてまとめていきたいと考えているところ

です。

- **みわ智恵美委員** 6月、7月に具体的な地震想定、外部委託もしてきちんと数値も出して出されてくるんだと思うんですけども、そうなると、今年度の予算で様々な地域防災拠点への備品の増強とかつくられてきていますけれども、改めてそういう地域防災拠点の数だったり、備品の数値というんですか、準備物だったり、その点での変更が今度出されるもので動いていくのか、改めて伺います。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** まさにおっしゃるとおりでございます、例えば避難者数も変動があれば、上振れすれば、備蓄食料ですとか、そういったものは買い足しをしなければいけないということもございますので、被害想定が出た後は防災計画そのものも見直しがありますけれども、昨年度策定しました地震防災戦略についても、一定の見直しをしていくことになるかと思えます。
- **みわ智恵美委員** 分かりました。よろしくお祈りします。  
それで、この常任委員会でも報告されたりしていくんだと思うんですが、特別委員会にもこの皆さんの機構は組み込まれて、減災対策特別委員会があると思いますが、そこでの連携とか動きもあるということでしょうか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** また、特別委員会のほうでは、そのときに委員会のほうで定められたテーマに従って検討していくということになりますので、それが地震対策ということであれば、連動することも出てきようかと思えます。
- **みわ智恵美委員** やはり各地で地震が本当に起きております。いつ来てもということがあると思いますので、今回急いで新たなる想定をしていただいたということで、具体的にも市民にも見せていただきながら、しっかり予算もつけていただいて取り組んでいただくようによろしくお祈りします。  
以上です。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **黒川勝委員** 国民保護協議会というのが開催実績がないということなんですけれども、国の国民保護法に基づいて設置されている協議会なんだろうなと思うんですけども、これまでの開催実績について、過去遡ってどういう形で行われてきているのか教えていただけますか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 過去の国民保護協議会の開催実績でございますが、平成22年に横浜市国民保護計画の変更について、また平成26年に、同じく国民保護計画の変更について協議をしていただいているところでございます。
- **黒川勝委員** 国民保護法ということで、国民を、横浜市民を皆さん保護してもらわなければいけないということになるんだと思うんですけども、例えば、最近はやっぱウクライナで戦争があったりですとか、イラクでも戦争があったりですとかということの中で、大分世の中全体がきな臭くなってきているなという感じがするんですけども。

そのあたりで、例えば我々が逃げる逃げ場所ということで、地下シェルターなんていうような議論があったと思うんですが、そういうようなものに関しても、横浜市の場合はやっぱり都心部と郊外部というものがあって、都心部は大きな商業施設に地下駐車場があってとか、あるいは地下鉄があってとかということで、そういうところがシェルターに代用されると報道なんかで聞いているんですけども。郊外部では、例えば私の金沢区なんかはもう横須賀に隣接していて、基地のまち横須賀のすぐ隣であったりですとか、瀬谷区なんかは厚木の基地が、すぐそばに飛行場があるなんていうようなことで、そういうようなところが攻撃を受

けた場合に、当然それのとばっちりを受けるみたいなことというのもあり得るのではないかなと思うわけですが、そういうことに対する議論というのは、この国民保護協議会でされるべき議案なのではないかなと思うんですが、御見解を聞かせていただきますでしょうか。

- **稲村防災・危機管理統括本部長** 今、委員おっしゃっていただきましたシェルターに関しては、やはり専門のシェルターというのが国内には恐らくないんだろうと思います。既存の施設を代替わりしてということで進めておりますのは緊急一時避難施設ということで、ミサイルの着弾を防ぐものではないんですけれども、周囲に落ちたときの爆風ですとか、破片から一時的に身を守りましょうと、そういう施設を指定していきましようということで、地下施設があるところは地下施設、そうでないところは堅牢なコンクリート造りの建物ということで、活用できるものを指定していつているというのが現状でございます。

先般、閣議決定のほうでも、かなりこのシェルターに関する基本方針みたいなものも出ておりますので、今後、それに関わる横浜市としての対策をとることがあれば、まずは県の計画をにらんでということになるとは思いますけれども、我々としても検討していくということになっていくんだろうと考えております。

- **黒川勝委員** この協議会でも検討するということになるんですか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 今回の閣議決定を見ますと、計画の変更を求めるようなかなり大きな指針が出ているように見受けられますので、県のほうでも令和8年度中に、国民保護計画の変更を検討していると伺っていますので、それを受けて本市も計画の変更が生じるとは思います。その際には、必ず国民保護協議会を開催することになりますので、そう遠くない時期にといいですか、しっかりと情報収集しながらですけども、しかるべきタイミングで我々のほうも開催していくということになろうかと思っております。

- **黒川勝委員** やっぱり地下施設ではない建物というのは攻撃の目標にもなりやすいし、あるいは万が一、そういうミサイルなんか被弾した場合には、そこに逃げていたとしてもかなり大きな被害を受けるし、やっぱりイスラエルだったり、イラクだったり、ウクライナだったりというのを見てみると、そういうところが大きな被害を受けて、例えば学校なんかを避難施設なんかになると、そこが被弾した場合には、子供たちなんかに対しても大勢の死者が出るなんていうようなことも、現状もう他人事ではないような部分で、諸外国ではそういう被害が出ているという状況ですから。

やっぱり僕は、例えばそういった地下シェルターみたいなものなんかをきちんと造っていかねばいけないんだろうなと思いますし、特に郊外部にもそういうようなものがほぼないと思いますので、そういうような施設を今後検討するとか、あるいはそういった大きな商業施設ができたときには地下駐車場を附置義務的な形で造るとか、そういうようなことも講ずる必要があると思うんですけれども、そういったことを県の国民保護計画みたいなものを待っていてとかということではなくて、横浜市のほうから積極的に国とか県に対して働きかけをしていく必要もあるのではないかなと思いますので、そのあたりはいかがでしょうか。

- **稲村防災・危機管理統括本部長** 事務の立てつけとして、協議会の開催はそのような国・県・市という流れにはなりますが、今委員おっしゃっていただいたような平時の意見交換ですとか、そういったものについてはいつでも★内閣府とはできると思いますので、我々も昨今の状況を捉まえてアンテナ高く、様々な検討は行っていきたいと考えております。
- **黒川勝委員** あと、富士山の爆発に関しては、あと灰が落ちてくるということに関しては、この国民保護計画の中の範疇に含まれていないですか、含まれますか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 火山の降灰につきましては、防災計画のほうの範疇になるというもので

ございます。

(「分かりました。了解です。以上です」と呼ぶ者あり)

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **田中ゆき委員** 今回の黒川委員の話の続きなんですけれども、ハードの部分で整えていく、ハード面で整えていくというのは、国も今、世界情勢を見て進めていこうということなんですけれども、これまでも平時というのがずっと続いているから、市民の皆様もあまり関心がないというか、御存じないという状況もあると思うんですけれども。今後は、平時から市民の皆様にもこういう計画があつて、しかも、万が一ミサイルであつたりとか武力攻撃が来たときの身の守り方とかを伝えていくような広報、周知って必要になってくると思うんですが、これまでの取組と、今後もし何か取り組もうと思われていることがあつたら教えてください。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 様々な防災イベントにおいて、こういった国民保護に関する周知を行ってきたということではあるんですけれども、やはりその回数ですとか頻度、内容というものにつきましては、日頃の地震とか風水害に比べると少し少なかったのかなというところもありますので、横浜市が指定しています緊急一時避難施設とはどんなものかとか、あるいは指定していなくても、J-ALERTが鳴ったときに取るべき避難行動は、要は指定していなくても堅牢な建物に逃げてくれということなんですけれども、そういったことの周知ですとか、そこについては繰り返し今後も行っていきたいと考えております。
- **田中ゆき委員** 昔、J-ALERTがよく鳴った頃には、私もよく意識はしていたんですけれども、なかなかこういう類いのことって自然災害のほうに目が向きがちですけれども、ぜひ併せて周知をお願いいたします。以上です。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **みわ智恵美委員** 今回、平成22年、25年にして以降、この国民保護協議会の審議がなかったということなんですけれども、今、本当にこの国の危機はどこにあるのかということも改めてね。こういう国民保護協議会というのは、国からこういうことをしなければいけませんよというものが出されて、それに応えて審議をするのかなど。そういう中でこの間、10年以上開催されていないという事態なのかなと思うんですけれども。市民を保護するというのが、横浜市としてはどういう取組になるのかなということで言えば、国からの動きがなければ、ここはもう一切動きがなかったということなんですか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** どうしても地震、風水害と違って、防災対策は自治事務になるのに対して、こちらのほうは法定受託事務ということもありまして、市としてやるべきことは避難であつたりとか避難であつたりとか、あるいは武力攻撃災害への対処、いわゆる消防として消火活動をするとかということなんですけれども、その中で決まっているもので、独自性を出せるものではないということもありまして、そこは国ですとか県等を待つというよりも、調整を図りながら決めていくということになるかと思います。そういった意味でのこれまでの開催状況だったのかなと考えております。
- **みわ智恵美委員** ということは、横浜市国民保護協議会と市の名前でついているわけなんですけれども、そこは本当に連動してしまっているというか、でしかないというかね。ちょっともう私たちに、例えばミサイルが飛んでくるとか、そういう事態が起きたときに、地下化だとかシェルターとか、ちょっと議論がありましたけれども、地下駐車場を使うとか。でも、現実的にそういう事態になったらとても防げるものでないというか。私たち、このみなどみらいに横浜ノース・ドックがありますので、危機が起きたときであれば、まず私たちが暮らしているこの横浜でいえば米軍基地が報復対象になるというか、そういうものだと思うので、

そういうことがあってはならない取組というんですか、横浜市としてはね。

やっぱり市民を保護するというで考えたら、これまでの防災訓練のときに、J-ALERTが鳴ったときにどうするんですかと、こう頭を抱えて保護する。もう本当に非現実的な、地震とかにはそれで合っていると思うんですけども、そういう実際の攻撃、軍事的な攻撃があったときにはそんなことでは到底防げないわけで。そうすると、横浜市民を保護するというでいえば、やっぱり皆さんが進めておられる基地の早期全面返還だったりね。それで本当に平和な横浜を築いて、攻撃を受けたりすることがないような事態を築いていくというのが、何よりも国民保護ということになるのではないかなと思うんですが、そういう議論は、国からのものがあって、この10年も開かれていないのであれば、本当に真剣に、今のこの国際情勢というよりは、私たちが目の前にしている危機から考えたら審議がされてもいいのではないかなと、具体的にですよ、いろいろね。そのシェルターがどうのというのは、間に合うはずがないと思うんですよ、実際はね。ですから、それで考えると、もう少し本当に市民を保護するという立場での議論があってもいいのではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 国民保護協議会につきましては、法に基づいて計画の作成ですとか変更、それから国民の避難等に係る措置に関する重要事項を審議すると。重要事項を審議するということは、すなわちこれは計画に反映されるものということなので、あくまでもこれまで行ってきたものは計画の策定ですとか、変更に伴って開催されるものというのが立てつけではございます。

ただ、先ほども御回答申し上げましたけれども、協議会以外の部分で、横浜市が抱える不安ですとか、そういったものの共有を内閣府と行っていこうとか、あるいは県と事案について共有していくということは、平場の議論でしっかりできるものだと思いますので、そこは怠らずに今後もしっかりやっていきたいと考えております。

- みわ智恵美委員 よろしくお願ひします。
- 川口広委員長 ほかに。

- 福地茂委員 先ほど本部長の黒川委員からの御質問に対する御答弁の中で、地下室、シェルターの話があったかと思うんですが、国の省庁等とも意見交換は常日頃からやっていくということだったので、ちょっとこのタイミングで私の政策案なんですけど、ちょっとお耳に入れておきたいことがありまして。

地下室の容積率不算入という建築基準法の改正さえできれば、民間でどんどん地下室が増えていきますから、それが富士山の噴火あるいは紛争、戦争等の場合の国民を守るスペースになり得ますので、ぜひそのあたりを研究していただければありがたいと思いますが、本部長いかがでしょうか。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 そういった民間の力を活用といいますか、御協力いただいてという中で、規制緩和をしていくことでそれが広まるということは、アイデアとしてすばらしいのかなと思っております。

シェルターの基本方針、今回3月に出ましたものの中にも、これはまだ検討ということではありますが、大規模建築物の容積率の緩和等、奨励策を検討ということも入っているようですので、大規模にかかわらず、様々なやり方ができるのではないかなということは、こちらのほうからも意見を求められたときになるかもしれないけれども、内閣府等々にもお伝えしていくことができるのではないかなと思います。検討を進めてまいります。

- 福地茂委員 今のお話は、私も国に働きかけていこうと思っている内容なので。今は3分の1が容積率の不算入になるとか、階高が低いものであれば不算入にするとか、ちょっと規制がかかってしまっていて、古

い建築技術の下での容積率の緩和になってしまっているんですね。今はむしろ建築技術は発達していますから、いくらでも地下室は下に伸ばすことができるはずですから。そういう意味で、じゃ横浜市で地下シェルター造ってくれと言ったってできこないの、そうではなくて、民間に緊急事態のときに地下シェルターになり得るものをあらかじめ造っておいてもらう。それは、建築主からしたら容積に不算入できて、かつ、例えばですけれども、横浜市としては固定資産税に不算入とするといった政策ができれば、自然と進んでいく。そういう考え方で、危機管理の視点を持って政策を進めて一緒に行きたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

- 川口広委員長 ほかにも御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇

◎ 本部長挨拶

- 川口広委員長 以上で防災・危機管理統括本部関係の議題は終了いたしました。本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われまいますので、この際、稲村本部長より御挨拶がございます。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 防災・危機管理統括本部を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、この1年間、これまでの総務局関係での御審査を通じ、防災対策に関する数多くの貴重な御意見、御指導を賜りましたことに心より御礼申し上げます。委員の皆様からいただきました貴重な御意見を真摯に受け止め、今後も全力を尽くしてまいります。

今年度は、防災・危機管理統括本部として各種事業に取り組んでいく初年度となります。横浜市地震防災戦略に掲げる各施策につきまして、区局が一体となり、着実かつ強力で推進してまいります。こうした地震対応をはじめ、近年頻発・激甚化する風水害への対応など、本市におけるあらゆる危機発生に的確に対応するため、取組を進めてまいります。

今後とも、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

- 川口広委員長 以上で防災・危機管理統括本部関係の議題は終了いたしましたので、次に政策経営・国際戦略局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前11時52分

(当局交代)

- ◇
- 再開時刻 午前11時54分
- 川口広委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◇

◎ 局長挨拶及び異動職員紹介（部長職以上）

- 川口広委員長 政策経営・国際戦略局関係に入ります。

議題に入ります前に、4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より挨拶及び異動職員の紹介がご

ございます。

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 このたび政策経営・国際戦略局長に就任いたしました齊藤達也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着座で失礼いたします。

それでは、政策経営・国際戦略局の異動職員を紹介いたします。今年度は組織再編がありましたので、部長級以上の職員全員を御紹介いたします。

(職員紹介)

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 以上でございますが、デジタルキャビネットに当局の機構及び事務分掌を格納しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎ 附属機関の開催状況について

- 川口広委員長 それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

報告事項の附属機関の開催状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 それでは、政策経営・国際戦略局における令和7年4月21日から令和8年4月26日までの附属機関の開催状況につきまして、資料に基づき御説明いたします。時間の関係もございましたので、下線部分を中心に御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

1、開催実績のある附属機関でございます。

表の1、横浜市大都市自治研究会ですが、令和7年6月27日及び11月5日に開催し、特別市の法制化に向けた諸課題と対応方策等について論点整理を行い、各論点について審議を行いました。

次に、2 ページを御覧ください。

表の2、横浜市広報企画審議会については、令和7年8月21日及び11月5日に開催し、広報事業について、デジタルメディアの活用に向けた工夫や多様性への対応について意見交換を行いました。また、広聴事業について、より効果的に意見収集するための手法を議論するとともに、シティプロモーション事業について、シビックプライドを醸成するための市民発信を活用したプロモーションの方向性等について意見交換を行いました。

最後に、2、開催実績のなかった附属機関ですが、横浜国際港都建設審議会については、審議案件がなかったため開催いたしませんでした。

説明は以上でございます。

- 川口広委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

- 黒川勝委員 1 番目の大都市自治研究会なんですけれども、これは特別市に関する研究をしているということで、名称をいつまでも大都市自治研究会ではなくて、横浜市特別市制度研究会とか、そういうふうに変えたほうがいいのではないかなと思うんですけれども。なかなか特別市という名前が浸透してこなくて、いまだにいろんな、ほかの政令市なんかに行くと特別自治市と言っているところもあったりだとか。

横浜市は、この特別市という名称をこれからどんどん広めていこうという思いがあると思うので、検討してみたらどうかと思うんですけども、そのあたり何か、例えば同じ政令市同士で横並びでこういう名前のあるものがあるとか、そういうようなことだったりして制約があったりするのかなどか、少し教えていただけますでしょうか。

- **橋田大都市制度推進本部室長** これ、附属機関条例ができたときに、もともといわゆる研究会として設置したのが大都市自治研究会という名称だったものを、附属機関に位置づけを変えるときに、一斉にそれを条例のほうに移したという経過がありまして、今委員御指摘の名称がそのままになっているという部分がございますので。

今回、市会のほうの特別委員会でも特別市というのをつけていただいて、私どもの制度企画課を今年4月から特別市制度企画課という形で名称変更しておりますので、条例改正のうまい時期を捉えて、そういったことも含めて検討をこれから進めていきたいと思っております。

- **黒川勝委員** そういう意味では、議会のほうも、行政のほうも変わってきているので、こういう附属機関の名称なんかも、それに合わせたものにしていただけたらなと思っておりますので、よろしく御検討ください。  
以上です。

- **川口広委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

---

◇

◎ **局長挨拶**

- **川口広委員長** 以上で政策経営・国際戦略局関係の議題は終了いたしましたので、本日が本構成による最終の委員会になろうかと思われまますので、この際、齊藤局長より御挨拶がございます。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 政策経営・国際戦略局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、当局関係の議案をはじめ、様々な案件につきまして御審査を賜り、誠にありがとうございました。

この1年間を振り返りますと、委員の皆様方には、物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金に係る補正予算ですとか、新たな中期計画の素案、またふるさと納税をはじめとした財源確保策等をはじめ、本市の市政運営における重要かつ多岐にわたる事項につきまして、大局的かつ精緻な御議論をいただきました。改めて、委員の皆様方の御尽力に深く感謝申し上げます。

委員の皆様には、今後ともより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、誠にありがとうございました。

- **川口広委員長** 以上で政策経営・国際戦略局関係の議題は終了いたしましたので、次に行財政局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午後0時02分

(当 局 交 代)

---

再開時刻 午後0時03分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開いたします。

---

◇

◎ 局長挨拶及び異動職員紹介（部長職以上）

- 川口広委員長 行財政局関係に入ります。  
議題に入ります前に、4月1日付で職員の異動がありましたので、当局より挨拶及び異動職員の紹介がございます。
- 原田行財政局長 このたび行財政局長に就任をいたしました原田浩一郎でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。  
それでは、着座にて失礼いたします。  
行財政局の部長級以上の異動職員について御紹介いたします。  
(職員紹介)
- 原田行財政局長 なお、デジタルキャビネットに機構及び事務分掌の資料を用意しております。後ほど御覧をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◇

◎ 附属機関の開催状況について

- 川口広委員長 それでは、議題に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。  
報告事項の附属機関の開催状況についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 原田行財政局長 それでは、行財政局における附属機関の開催状況について御報告をいたします。  
お手元の附属機関の開催状況報告書を御覧ください。  
令和7年4月21日から令和8年4月26日までの期間におけます開催状況について、順次御説明いたします。  
1ページを御覧ください。  
まず、項目1の附属機関（開催実績あり）でございます。  
表の1、横浜市特別職職員議員報酬等審議会でございますが、これは市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の報酬の額について審議する機関でございます。会議は合計2回開催され、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について審議を行い、答申をまとめていただいております。  
次に、2の横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会ですが、これは保有土地及び用途廃止施設等に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定等について審議を行う機関でございます。会議は合計4回開催され、2つの案件に対して延べ4回の審議を行い、うち1案件の答申をまとめていただいております。  
2ページを御覧ください。  
3の横浜市公共事業評価委員会でございますが、これは本市が実施する公共事業の必要性や効果に関する評価について審議を行う機関でございます。会議は合計3回開催され、事前評価、再評価及び事後評価について、合計14件の審議を行っていただいております。  
次に、4の横浜市民間資金等活用事業審査委員会ですが、これは本市が実施するPFI事業の実施方針や特定事業の選定等について調査審議を行う機関でございます。会議は合計8回開催され、実施中の13事業の進捗状況等の確認、新規事業6件に係る審議を行っていただきました。

3ページを御覧ください。

5の横浜市市民協働推進委員会ですが、これは市民協働の推進に関し必要な事項について調査審議を行う機関でございます。会議は合計4回開催され、NPO法人が行う市民活動への財政的支援事業や市民協働提案を支援する事業など、市民協働の推進に関する審議を行い、答申をまとめていただきました。

なお、報告期間中開催されなかった附属機関はございませんでした。

御説明は以上でございます。

- **川口広委員長** 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **福地茂委員** 横浜市特別職職員議員報酬等審議会についてなんです、横浜市の職員さんの給与が上がっても、度々議員については最も日本で高額の部類に入るので見送りみたいな、そういう議論があると思うんですが、この際ちょっと最後にお伝えしておきたいのですが。

我々議員は、議員年金もなくなりまして、落選すると仕事が全くなくなりまして、ゆえに、ではどういう人が立候補してくるかという、給与をしっかりと与えてあげないと、お金持ちしか立候補できなくなる。私この仕事して7年ですが、市民感覚ですごく大事だと思っていまして、通常の会社の方が市政に挑戦できるようにするには、通常の会社の方並みの老後のことも含めた、ある程度挑戦する意欲が湧くような制度あるいは報酬にならないといけなくて、何の保障もないがゆえに、短期間の任期4年しかない中での報酬の考え方と、職員さんのような長期的な20年、30年と勤められる方たちの給与との考え方はまるっきり違うんだと思うんですね。そのあたりを念頭に置いて審議をしていただかないと、横浜市の職員の給料が上がったけれども、議員さんは比較的に高いのでか、ちょっとその論理が破綻していると思います。これ以上報酬が、物価が上昇してインフレがこの先も進んだにしても報酬が上がっていかないとすると、実質賃金が下がっていきますから、そうなるのと、先ほどもお話ししたようにお金持ちしか挑戦できない。生活は大丈夫だから、世のため人のために貢献しようという人が立候補する。でも、それはいいことなんですが、その生活の安定した高所得者の人たちが議会に集まっても、本当の市民的な感覚で議論が、例えばバスの運賃どうしようかとか、水道料金どうしようかという議論が私はできないと思っています。

ただ、一般的には、給料が高いことが批判対象だったりしてしまう、誤解を招いていると思うんですが、実際は給料が安かったらお金持ちしか立候補できなくなるよ、あるいは万が一落選しても仕事のある人、資格のある人、いわゆる一般市民より、一般庶民よりも国家資格があるとか、そういう方しか挑戦の権利を与えられない環境にあるということ念頭に置いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- **原田行財政局長** 現在の報酬等審議会の条例によりますと、報酬の額について議論をするというのは、委員おっしゃるように職員の給料を変えようとするとき、すなわち人事委員会勧告で報酬額のプラスマイナスをさせるというときに意見を聴取する、あるいは諮問を行うということになっております。これは、我々公務員の場合は、民間企業と違って労働基本権が制約をされているがゆえに、本来、企業の経済状況ですとか、経営状況ですとか、あるいはそれを踏まえた上での労使協議に基づいて給与額が決定されるべきところを、そうした制約があるものですから、周りの民間企業の状況を踏まえた適正な上昇幅あるいは場合によっては下降幅というものを勘考いただくということになっております。これは、失礼ながら議員の皆様にとっても同様の趣旨でございますので、そうしたことから職員の給料を変えようとする場合に、特別職についても審議会に諮るということにされているものだと考えております。

ただ、委員御指摘のように、我々のように期限のない雇用をされている者と、期限の定めのある方との間

での適正な報酬額というものが同じ土俵で議論されているのかということについては、確かに御指摘のようなどころもあるかと思えます。報酬審議会で議論をする際には、月額報酬だけではなく、年収水準等についても参考にしているということもございますので、今後議論をするような場については、委員の御意見されたような趣旨も十分踏まえながら、審議会の運営を行っていくということも必要かと考えています。

- **福地茂委員** 受け止めていただいて感謝申し上げます。

もう一点、全国的な議員の報酬と比べられるのであれば、人口対議員の数も勘案していただかないと、物すごく忙しいです。議員が少な過ぎます、横浜市は、議員を削減しますというのが聞こえがいい響きになりますけれども、物すごく忙しいです。なので、議員1人の報酬が全国に比べてどうかという指標を言うのであれば、市民の人数当たりの議員の数も指標に入れていただかないと。例えば、どこかの政令指定都市と比べて、人口当たり半分しかないのであれば、倍の給与を頂いていいはずだと思いますので、そこら辺がもう論理が破綻しているんだと思うんですね。きちっとそこら辺は整理していただかないと、労働ということとちょっと違うんですが、立場で与えられているものですから、どこまででも仕事はできるんですが、あまりにも陳情、相談等が多くて、議員の数が少ないのではないかと思いますので、この少ない人数でやるのであれば、報酬の面は見直すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

- **原田行財政局長** 何か月前だったと思いますけれども、報道では、ある自治体で議員の数を減らす代わりに議員報酬を大幅にアップさせるという自治体があるという報道を耳にした記憶がございますけれども。確かに委員御指摘のように、それぞれの自治体によって議員の人口当たりの数、あるいはそれに伴う働き方といったものは、やはり濃淡はあるんだろうと考えております。そういったものも指標化するかどうかということはありますけれども、十分念頭に置きながら、私ども横浜市における適正な水準というものがどの程度のものかということ、常に頭に入れていく必要があると考えております。

- **福地茂委員** 少なくとも決して高くないということが、今日お越しいただいた職員の皆さんは分かっていたかと思えます、我々の給与はですね。仕事に見合うかどうかとか、人口に見合うかどうかとか、民主主義のコストとしてどうかとか、効率は物すごくいいですから。コストが低いけれども、低過ぎれば、民意が酌み取りにくくなるわけですから、そこら辺を、聞こえがいい誤解、誤解を基にした聞こえのよさで議員を減らすとか、給与を減らすとか、そういう議論ばかりにならないように、この際だからちょっと申し上げた次第ですので、ぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

以上です。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。

- **みわ智恵美委員** 私からは、3番にあります横浜市公共事業評価委員会について伺います。

事前評価、再評価、事後評価とあります。この3つの立場からの1つの公共事業についての評価があるんだと思うんですが、事前評価というのはよく分かりますが、再評価、事後評価、この時期とか、ちょっと改めて伺います。

- **谷口共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進担当部長** 公共事業評価につきましては、今委員のおっしゃったとおり、事前評価、再評価、そして事後評価がございます。

事前評価、こちらのほうは事業の実施の前の段階ということで、とても分かりやすい表現なっています。

再評価につきましては、事業採択後5年間の経過した時点で未着工及び継続中の事業、そういった事業が再評価の対象となってございます。

また、事後評価につきましては、その事業が完了した後5年以内ということで、完了後直後ですと、まだ運営が軌道に乗っていなかったり、実際の数字が取れないということで、5年以内に実施するという事になってございます。

- **みわ智恵美委員** 再評価というのが、取りかかって5年たってもまだ途中とか完成していないという事態だということですね、再評価しなければいけないというのは。それはいろんな困難もあつたりして、評価しながら進められるということは分かります。それから、事後評価も完成後5年経過してどんな状況かということなんですけれども。

それで、私、この公共事業評価委員会の委員の皆さんを見せていただいて、本当にすばらしい方々が、公共事業を改めて評価していただく委員として本当にふさわしい方々が、様々な分野の方々が担当していただいているということで本当にありがたいなと思いました。

そういう中で、この再評価とか事後評価のやり方ですね。資料なのか、それか現場に行ってみるのか、そのあたりを教えてください。

- **谷口共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進担当部長** 審査の仕方になりますが、まず、事業局のほうからそれぞれの事業についての説明資料であったり、また、事後評価とかであれば、実際に、例えば月間または年間の利用率、また集客施設であれば、どのぐらいの人数の方が使われていたかということを経営的に処理をして、それをデータとして分析した上で、このような使われ方がされている、または元予定していた効果が出ているかということを確認いたします。そういった意味で、審議会というのはそういった調査報告書を基に審査をしております。

- **みわ智恵美委員** よく分かりました。費用対効果とか効率性ということなんですけれども、私、公共性が、どのぐらい市民が歓迎しているとか、利便性が向上しているとか、そういう部分、使い勝手だったり、そういうところは事後評価でやっていただきたいと思うんですね。今回上がっていたのが学校と、それから港南区の公会堂、ここが事後評価の対象になっていて、箕輪町のところの学校についてはまた人口がどんどん増えていって、なかなか厳しい状況になっているかなと思ったんですが。公会堂についても、自分の地元なので、できたときから見ていって、随分使い勝手について改良がされていったりして。なので、その公会堂というものがどういうふうな公共性を持って存在しているのかという点から見ると、できてから様々な案内表示が変わったり、使い勝手の面でトイレの状況について変更が行われたり。ぜひ、先ほど資料でと言われたんですけども、事後評価に当たっては現場に行ってくださいということが大事なのではないかなと思ったんですが、そういうふうな審査の仕方というのは難しいんですか。

- **谷口共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進担当部長** 実際、こういう会議室の場で今審査をさせていただいているということは、先ほどお話ししたところでございます。

今、委員がおっしゃった使い勝手の部分というのは公共事業、特に施設などについてはとても重要な指標だと考えてございます。ただ一方で、建物の使い方、今お話しされたようなサインとか、そういったものについては、実際の日々のいろいろなお客様からの御意見などを受けて改編をされたり、また場合によってはちょっとした改修のときに一緒に改修してしまうということがされていることがかなり多いと考えてございます。

そういった意味でも、公共事業評価委員会につきましては、もともとの公共事業の求めていた効果、そういったものが大局的に達成できているかどうかという視点で今評価してございますので、そういったところ

は役割という大変ですが、対応の方法についてはいろいろな方法で対応していきたいと考えてございます。

- **みわ智恵美委員** ちょっと分かったような、分からない感じだったんですけども、公共の建物として役立っているかという、例えば公会堂なら公会堂機能はちゃんとしているねということを言われているのかなと思いましたが、

進めていくときに、いろいろ事前評価の部分でもう少し——専門家の方々ですばらしいし、それからそこを担当している局の方々が、専門家の方を招いてやっているんだと思うんですけども、市民も参加してね、こういう公共事業を構築していくときにもう少し市民意見も取り入れながら進めていっていただくと、出来上がってからのいろんな変更とか必要ないのではないかなということと、次のそういうものをつくる時にも役に立つと思うので、ぜひこういう——評価委員会の方々には、できたものについて資料を頂いて評価されているということなんですけれども、もちろん事前評価の点からでも、もう少し市民が参加していきやすいやり方をぜひ考えていただきたいのと、そしてやっぱり現場に行き、5年たってどんなふうなのかなということについては、ぜひ現場に行き見ていただくことを含めて考えていただきたいと思っております。

学校なんかの場合も、大変詳細に箕輪小のことについては書かれていて、前の学校での教室不足ということとは解消されているなどの評価があるんですけども、行ってみると、周りの地域の状況というんですか、またここもマンションができるのではないかなみたいなことも含めて分かるので、ぜひこの評価委員会の皆さんに、どの場面でも現場に行くということをぜひ改めてお願いしておきたいと思っております。

以上です。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。
- **黒川勝委員** 4番目の横浜市民間資金等活用事業審査委員会なんですけれども、これ実施中の13事業というのは、これはPFI関連だと思うんですけども、PFIの例えば建設工事が終わってしまったら、もう実施中にならないのか。それとも、建設工事が終わってから、いろいろと最終的なファイナンスなんかも含めて全部が完結するまでが実施中ということになるのか。ちょっとそのあたりを教えてください。
- **谷口共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進担当部長** こちらの委員会につきましては、基本PFI事業を対象にしております。PFIの事業につきましては様々なタイプがございますが、ほぼ建設というよりは、どちらかというとその後の運営、オペレーションという言い方をしていますが、そういったところまでの事業をまとめて事業をしていただく事業者様を決定していくという、そういったものになります。

ですので、現在13事業と進捗しているものにつきましては、建設中のものもありますが、その後の運営期間、10年、15年という運営期間がありますが、そういった運営期間のものも含めての数になります。

- **黒川勝委員** これできたのが平成25年で間違いはないですか。今、十二、三年たっているのかな。
- **谷口共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進担当部長** できたのは、ちょっとすみません、今手元にないのですが、25年よりもう少し前の時期だったかと思っております。
- **黒川勝委員** 結構長い期間にわたるPFI事業なので、物によっては2040年とか、そういうのもあったりして、そういう中で、なかなか横浜市のPFI事業って少ないということをよく民間の建築事業者さんなんかから言われるんですけども。Yoppなんていうのもできて、それで地元の企業の皆さんなんか、このPFIの研究をどんどん進めていて、資金繰りなんか横浜信金さんとかはまぎんさんなんか加わってもらって、いろいろと進めていこうという割には、そういう長いスパンのものも含めて今実施中が13事業し

がなく、終わったのもたしか十日市場とか、あとサイエンスフロンティアだとか、3つぐらいしかないような気がするんですけども。もう少しスピード感を持って、特に地元の企業の皆さんがPFIに参入できるような、そういうようなことをしっかり考えていただいて、もっと地元の皆さんのいわゆる建築業界も含め、あとそういうことに対して、あと事業を提案してもらうということもできると聞いていますので、そういういろいろな提案なんかも含めて、まだまだスピード感がないなというか。やっぱりこれだけの規模の横浜市の中で件数が全然少ないのではないかなと思うんですけども、そのあたりもう少しスピード感を持って、この審議会でもどんどんそういうPFI、PPP関連の事業というのを進めていくように提案してもらったらいいのではないかなと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

- **谷口共創・ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進担当部長** 現在、事業中の13事業に加えて、既にもう事業として終了しているものが5件ございます。一番古いものが戸塚駅の西口再開発の仮設店舗の整備事業で、こちらは平成14年のものになりまして、これが第1号案件となっております。その後、委員おっしゃるとおり、十日市場であったりサイエンスフロンティア、あと瀬谷区の総合庁舎などが完了した事業ということで5件ございまして、13事業プラス合計で今18が済みまたは事業中ということになってございます。なかなか数が多い少ない、なかなか我々職員もいろいろと各局の事業所管課と、所管局と調整をしているところがございますので、まだまだちょっと努力が足りないという励ましのお言葉かなと考えてございます。

今、実際に進行中のものにつきましても、審査を行っているのが6つございます。そういった意味では、再加速をさせていけるタイミングになってきているのかなと思っておりますし、また今委員おっしゃったとおり、昔は大規模なPFI、要するに大きなゼネコンさんなどが中心になるようなPFIの案件が多かったのですが、昨今は市内の中小企業の皆様が参加する、または筆頭の企業として手を挙げていただけるような事業も、徐々にかもしれませんが、出てきてございます。そういった意味で、大きなPFIから、またはそういった中小の皆様が参加できる規模のPFIまで、かなりバリエーションはできてきているのかなと思います。

そういった意味でも、市の職員にもノウハウがたまってきているのかなと思いますので、スピード感を持って今後も当たっていきたいと考えてございます。

- **黒川勝委員** 我々議会でも、中小企業振興基本条例なんて議員提案でつくってしまして、そういうことにも基づいて、地元の皆さんが積極的に参入してもらえて、そして、横浜市としてはファイナンス的な部分では少し楽になるというところもあるわけですから、そういう意味では、特に学校の改修なんかもこれからどんどん進んでいきますし、いろいろ公共事業の中でも中小の案件で市営住宅の建て替えなんかも含めて、どんどん積極的に進めていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。
- **川口広委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ **局長挨拶**

- **川口広委員長** 以上で行財政局関係の議題は終了いたしました。本日が本構成による最終の委員会になるかと思われまますので、この際、原田局長より御挨拶がございます。
- **原田行財政局長** 行財政局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、

各種議案の御審査をはじめ、デジタル化の推進などの報告案件につきまして、貴重な御意見、御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和8年度は、現在策定を進めております中期計画の施策・取組を政策経営・国際戦略局と共に推進をするため、DXや公民連携の推進による市民サービスの向上や組織体制の最適化、創造・転換を理念といたします歳出改革等に一層のスピード感を持って取り組んでまいります。

行財政局は、組織の再編により新たに生まれた組織でございますが、職員一同全力を尽くし、市民の皆様から信頼される行政運営に取り組んでまいります。

委員の皆様には、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

◇

### ◎ 当局代表挨拶

○ **川口広委員長** 次に、当局を代表して、松浦副市長より御挨拶がございます。

○ **松浦副市長** 現構成による最終委員会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

川口委員長、仁田副委員長、谷田部副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、様々な案件につきまして御審査を賜りましたことを心より感謝申し上げます。

当委員会におきましては、新たな中期計画の検討や財源確保の推進、物価高騰対策を中心とする補正予算、デジタル化の推進など、重要かつ多岐にわたる事項につきまして活発な御議論をいただくとともに、時宜を捉えた御指導や御意見を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和8年度は、財政ビジョンや行政運営の基本方針を土台に、DXやAIの活用、職員の人材育成を一層進め、市政のイノベーションを促進しながら、市民生活の安心・安全の確保と、横浜の持続的な成長・発展に取り組んでまいります。

委員の皆様方には、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

1年間、誠にありがとうございました。

---

◇

### ◎ 正副委員長代表挨拶

○ **川口広委員長** それでは、正副委員長を代表して、私から一言御挨拶を申し上げます。

この1年、委員の皆様方には多くの議案や報告事項につきまして熱心に御審査、そして御議論をいただき、誠にありがとうございました。

令和7年度の活動を振り返りますと、第6次横浜市男女共同参画行動計画2026～2030の策定、そして横浜市の防災計画の修正、予算や請負契約に係る審査など、いずれも本市の根幹をなす案件であり、委員会として活発な議論を重ねることができました。

このように充実した委員会活動ができましたのも、仁田・谷田部両副委員長をはじめ、委員の皆様方からの御支援、御協力のおかげと改めて感謝申し上げます。あわせて、副市長をはじめ当局の皆様方、そして並びに報道機関の方々にも、委員会運営に大変な御協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

今後も、市民の皆様のためによりよい市政の推進を目指し、ますます努力をしてまいりますので、当局に

おかれましても、今後ともより一層の御尽力をお願い申し上げます。

また、最後になりますが、日々御健闘いただいている当局の職員の皆様にも心より厚く御礼を申し上げます。正副委員長を代表しての御挨拶といたします。

どうも1年間ありがとうございました。



◎ 閉会宣告

- 川口広委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後0時36分

# 速報版